

揭示事項（介護予防）訪問入浴介護

運営規程の概要

フリガナ	〇〇〇〇ハウモンニューヨクカイゴジギョウシヨ							サービスの種類	(介護予防)訪問入浴介護	
事業所名	〇〇〇〇訪問入浴介護事業所							事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
所在地	〒000-0000 新潟市中央区新光町〇〇番地△△							フリガナ	フクシ タロウ	
								管理者	福祉 太郎	
連絡先	電話番号	025-000-0003					FAX番号	025-000-0002		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日 年末年始(12月31日~1月3日) お盆(8月13日~8月15日)	
	休	〇	〇	〇	〇	〇	休	休		
営業時間	平日	8:30~17:30							備考	利用者の希望に応じて、営業日以外でもサービス提供可能な体制とする。
	土曜日	-								
	日曜・祝日	-								
利用料	法定代理受領分		厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)							
	法定代理受領分以外		厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)							
その他の費用										
通常の事業の実施地域	新潟市中央区、新潟市東区									
	備考									

協力医療機関

協力医療機関	名称	〇〇〇〇クリニック
診療科目名	科目	内科、皮膚科

従業員の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
看護職員	1人以上	1人以上
介護職員	2人以上	1人以上

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

地域区分

7級地

単価

10.21 円

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割負担となります。

《訪問入浴介護》

取扱要件	単位	基本利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
訪問入浴介護費	看護職員1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合 (1234)	12,599 円	1,260 円	12,599 円
	介護職員3人が行った場合	上記基本利用料の95%		
	清拭又は部分浴を実施した場合	上記基本利用料の70%		

《介護予防訪問入浴介護》

取扱要件	単位	基本利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
介護予防訪問入浴介護費	看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合 (834)	8,515 円	852 円	8,515 円
	介護職員2人が行った場合	上記基本利用料の95%		
	清拭又は部分浴を実施した場合	上記基本利用料の70%		

《訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護共通》

・加算及び減算

加算・減算	単位	利用料 (一部除き1回につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
サービス提供体制強化加算(※)	I イ (36)	367 円	37 円	367 円
	I 口 (24)	245 円	25 円	245 円
特別地域(介護予防)訪問入浴介護加算(※)	上記基本利用料に15%加算されます			
中山間地域等における小規模事業所加算(※)	上記基本利用料に10%加算されます			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(※)	上記基本利用料に5%加算されます			
介護職員処遇改善加算Ⅰ(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に5.8%加算されます			
介護職員処遇改善加算Ⅱ(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に4.2%加算されます			
介護職員処遇改善加算Ⅲ(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に2.3%加算されます			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に2.1%加算されます			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に1.5%加算されます			
介護職員等ベースアップ等支援加算(※)	上記基本利用料と各種加算減算の合計に1.1%加算されます			

事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合

上記基本利用料の90%

注 ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況	1	有り	実施日	令和 年 月 日			
			評価機関名称				
			結果の開示	1	あり	2	なし
2	無し						